

一定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の算定方法等について（お知らせ）

地方税法第72条の4第3項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされています。岡山県では、その具体的な取扱いについて、次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 内 容

（１）農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、別紙1「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

なお、判定の結果農業が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に下記2の書類を併せて添付してください。

（２）非課税となる農業の範囲

- ① 日本標準産業分類の〔大分類A－農業，林業〕の〔中分類01－農業〕の〔011－耕種農業〕
 - ② 上記①の事業に付帯すると認められる事業で、次の要件の全てを満たしているもの
 - ア 当該事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。
 - イ 当該事業が上記①の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないものであること。
- なお、上記②イの判定は、別紙3の「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」によって行ってください。

（３）課税標準となる所得金額の算定方法について

- ① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額
 - ② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によって按分して計算した金額
- なお、上記②の計算は、別紙3の「農事組合法人の所得金額計算書」によって行ってください。

2 申告書に添付すべき書類（別紙1によって農業が非課税と判定された農事組合法人に限る。）

- （１）別紙2「非課税要件適格申告書」
- （２）区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る。）
- （３）別紙3「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」
- （４）法人税申告書別表4
- （５）貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）
- （６）その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類